

(仮 訳)

## プレス・リリース

2010 年 8 月 19 日  
バーゼル銀行監督委員会

### 銀行の実質的な破綻状態における規制資本の損失吸収力を確保するための提案

2009 年 12 月の市中協議文書「銀行セクターの強靱性の強化」の中で、バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、Tier1 かつ／若しくは Tier2 資本への算入要件に盛り込む可能性も含め、2010 年 7 月の会合において転換可能性の役割に関する具体的な提案を議論すると述べた。

本日、バーゼル委は、当該資本商品の転換なしには銀行が民間市場で存続を維持できない状況下において、規制当局の選択により、資本商品の元本削減若しくは普通株への転換を可能にするという契約条項を含めることを義務付ける提案を市中協議に付した。本提案は、今般の金融危機における背景及び将来の危機の潜在的要因とみなされ得る、モラル・ハザードの軽減にも貢献するものである。

バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「ある資本商品が規制資本として扱われる前提条件として、当該資本商品の発行銀行が民間市場で存続を維持できない場合には、同資本商品が損失を負担することができる必要がある。こうした結果を得ることを目指すうえで、本市中協議文書における提案は、銀行セクターの強靱性を強化するためのバーゼル委の改革パッケージを仕上げるための重要な要素である」と述べた。

提案に関するコメントは、2010 年 10 月 1 日(金)までに、電子メールにより [baselcommittee@bis.org](mailto:baselcommittee@bis.org) 宛に提出、あるいは、「スイス連邦、CH-4002 バーゼル市、国際決済銀行、バーゼル銀行監督委員会事務局」宛に郵送される必要がある。

### バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、

ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。